

# 労働安全衛生法・労働基準法届出・報告等 早見表

室蘭労働基準監督署

## 労働安全衛生規則・労働基準法関係(その1)

申請・報告等	申請者等	提出先	概要・必要書類等	関係条文	備考
共同企業体代表者届 (様式第1号)	共同企業体 を構成する 事業者 (注1)	仕事を行う 場所を管轄 する労働基 準監督署 (以下、「所 轄労働基準 監督署」と いう。)を経て 労働局	2以上の建設業の事業者が1の 場所で行われる仕事を共同連帯し て請け負ったとき、出資の割合その 他工事施工に当たっての責任の程 度を考慮して、事業者のうち1人を 代表者として選任し、当該仕事開始 の14日前までに届け出る。  ただし、工事の場所を分割してそ れぞれ施工する場合(乙型)を除く。	法5 則1 (注2)	代表者の 変更の際 も同様の 届出を要 する
特定元方事業開始報 告書 (様式任意)	特定元方事 業者	所轄労働基 準監督署	特定元方事業者の労働者、関係 請負人の労働者の作業が同一の場 所で行なわれる場合、作業開始後 遅滞なく、以下の事項について報告 する。  1 事業者並びに関係請負人の事 業の種類・名称・所在地  2 統括安全衛生管理者・元方安 全衛生管理者・店社安全衛生 管理者を選任すべき事業にあっ てはその氏名	法100 則664	当該現場 に働く労 働者の数 が、常時 10人未 満の場合 は報告を 省略して よい
適用事業報告 (様式第23号の2)	事業者	所轄労働基 準監督署	事業を開始した場合、遅滞なく報 告する。	労基則57	
時間外労働、休日労 働に関する協定届 (様式第9号の4) (注3)	事業者	所轄労働基 準監督署	時間外又は休日労働をさせる場 合に、労働者の過半数で組織する 労働組合が労働者の過半数を代表 する者と労使協定を締結し、届け出 る。	労基法36 労基則16 17	通称 36協定
建設物、機械等設置・ 移転・変更届 (様式第20号) (注4)	事業者 又は 特定元方事 業者	所轄労働基 準監督署	特定の業種及び規模の事業場 (令第24条第1項)で、建設物・機 械等を設置し、移転し又はこれらの 主要構造部分を変更しようとする とき、当該建設物・機械等の設置・ 移転・変更工事開始の30日前ま でに、安衛則第85条第1項、第86 条第1項に定める書面又は図面等 を添付してその計画を届け出る。	法88 則85 86 則別表7	小規模等 の仮設建 設物又は 機械等は 届出を要 しない
建設工事、土石採取 計画届 (様式第21号) (注5)	事業者 又は 特定元方事 業者	(所轄労働 基準監督署 経由)厚生 労働大臣又 は所轄労働 基準監督署	建設業、土石採取業において則 第90条に定める危険な仕事を行 おうとするときは、厚生労働大臣 への届出にあっては開始の日の30 日前まで、所轄労働基準監督署 への届出にあっては14日前ま でに則91条又は則92条に定め る図面・工程表等を添付してその 計画を届け出る。	法88 令24 則89 則90~92	計画の作 成に参画 する者は 一定の資 格が必要

労働安全衛生規則・労働基準法関係(その2)

申請・報告等	申請者等	提出先	概要・必要書類等	関係条文	備考
寄宿舍規則届 (様式任意)	事業者 寄宿舍を直接雇用する事業者	所轄労働基準監督署	寄宿舍に労働者を寄宿舍させる場合に、以下の事項をについて寄宿舍規則を定め、寄宿舍労働者の過半数を代表する者の署名又は記名押印をして届け出る。 1 起床、就寝、外出及び外泊 2 行事 3 食事 4 安全及び衛生 5 建設物及び設備の管理	労基法 95 建寄程 2	賃貸物件の場合は賃貸契約書の写し等を添付する
寄宿舍設置届 (様式(第5条の2))	事業者 寄宿舍を直接雇用する事業者	所轄労働基準監督署	常時 10 人以上が就業する、又は使用する原動機の定格出力が合計 22kW 以上の事業の付属寄宿舍を設置・移転・変更するとき、寄宿舍設置工事着手 14 日前までに周囲の状況と四隣との関係を示す図面、各階の平面図・断面図等を添付して届け出る。	労基法 96 の 2 建寄程 5 の 2	
事故報告書 (様式第 22 号)	事業者	所轄労働基準監督署	事業場又はその付属建設物内並びに付属寄宿舍内で、次の事故が発生したとき、遅滞なく報告する。 1 火災又は爆発の事故 2 遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故 3 機械集材装置、巻上げ機又は策道の鎖又は索の切断の事故 4 建設物、付属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故 5 ボイラー、小型ボイラー、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、簡易リフト、ゴンドラの事故	法 100 則 96 労基則 57	
労働者死傷病報告 (様式第 23 号)	事業者 当該労働者を直接雇用する事業者	所轄労働基準監督署	労働者が労働災害その他就業中又は事業場内もしくはその付属建設物内並びに付属寄宿舍内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は 4 日以上休業したとき、遅滞なく報告する。	法 100 則 97 労基則 57	
労働者死傷病報告 (様式第 24 号)	事業者 当該労働者を直接雇用する事業者	所轄労働基準監督署	上欄(様式第 23 号の欄)の場合で、休業日数が 4 日未満のとき、1～3 月、4～6 月、7～9 月、10～12 月の間の事故について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに報告する。	法 100 則 97	

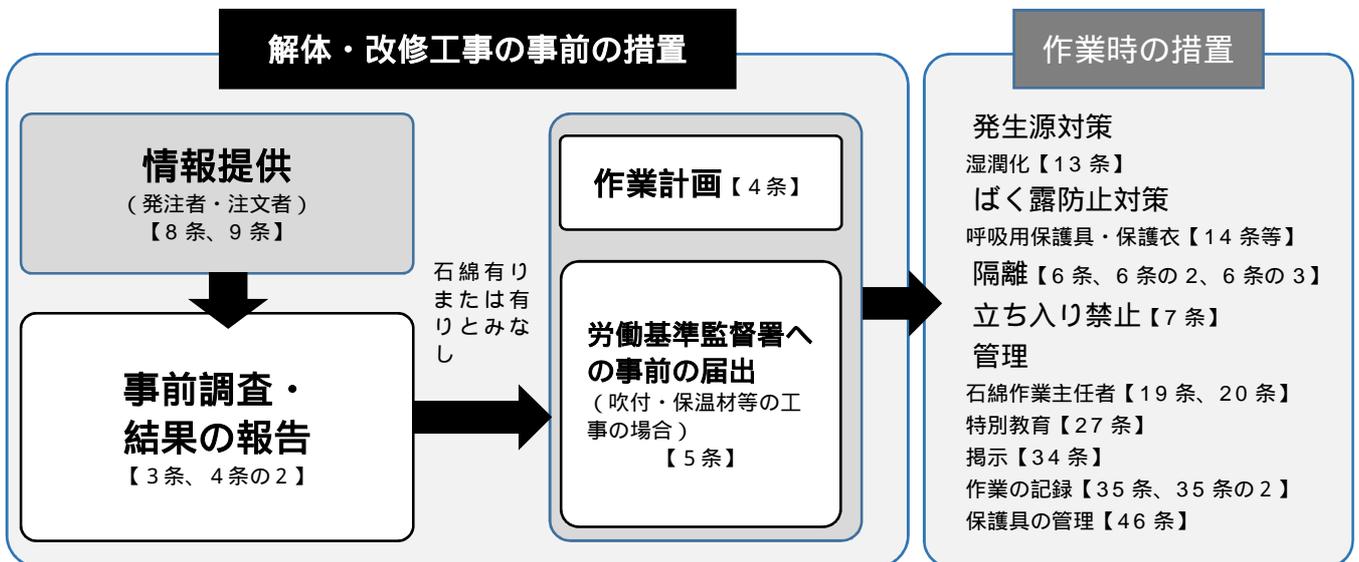
## 酸素欠乏症等防止規則関係

申請・報告等	申請者等	提出先	概要・必要書類等	関係条文	備考
事故等の報告 (様式任意)	事業者	所轄労働基準監督署	労働者が酸素欠乏症等にかかったとき、又は酸欠則第 24 条第 1 項の調査の結果酸素欠乏の空気が漏出していとき、遅滞なく報告する。	法 100 酸欠則 29	

## 石綿障害予防規則関係

申請・報告等	申請者等	提出先	概要・必要書類等	関係条文	備考
事前調査結果報告 (様式第 1 号)	事業者	所轄労働基準監督署	以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ報告する。 (原則として石綿事前調査結果報告システムからの電子申請) 1 建築物の解体工事(当該工事に係る部分の床面積の合計が八十平方メートル以上であるものに限る。) 2 建築物の改修工事(当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。) 3 工作物(石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)の解体工事又は改修工事(当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)	法 100 石綿則 4 の 2	

【事前調査結果を踏まえた工事の実施について】



「石綿総合情報ポータルサイト」をご覧ください

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



(参考)以下の届け出は建設業以外の事業を行う事業者が行う届け出であり、建設業においては法88条第3項の届け出を行う必要があります。

申請・報告等	申請者等	提出先	概要・必要書類等	関係条文	備考
建築物解体等作業届 (様式第1号の2)	事業者	所轄労働基準監督署	以下の作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る解体等対象建築物等の概要を示す図面を添えて、届け出る。  1 解体等対象建築物等に吹き付けられている石綿等(石綿含有仕上げ塗材を除く。)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業  2 解体等対象建築物等に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。)等(以下「石綿含有保温材等」という。)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。)	石綿則5	

**(注1)定義**

事業者 法人企業では法人そのもの、個人企業では個人経営主をさす。  
 事業場 事務所(本・支店、営業所など)、工場、鉱山、店舗等のごとく一定の場所において関連する組織のもとに継続的に行われる作業の一体をいう。  
 建設現場については、現場事務所があって当該現場において労務管理が行われている場合に、独立した「事業場」と判断する。

**(注2)略称例**

法	労働安全衛生法	酸欠則	酸素欠乏症等防止規則
則	労働安全衛生規則	労基法	労働基準法
令	労働安全衛生法施行令	労基則	労働基準法施行規則
石綿則	石綿障害予防規則	建寄程	建設業附属寄宿舍規程

**(注3)36協定について**

令和6年4月1日からは様式第9号若しくは様式第9号の2となります。

**(注4)「建設物・機械等 設置、移転、変更届(安衛法様式第20号)」の対象となる主要な機械等(建設現場関係)**

型わく支保工のうち、支柱の高さが3.5m以上のもの。  
 支柱の高さに関わらず、組立図の作成が必要  
 架設通路のうち、高さ及び長さがそれぞれ10m以上のもの。  
 ただし、組立てから解体までの期間が60日未満のものは届出不要。  
 足場のうち、つり足場、張出し足場以外の足場にあつては高さが10m以上の構造のもの。つり足場、張出し足場にあつては、すべてのもの。  
 ただし、いずれの足場も、組立てから解体までの期間が60日未満のものは届出不要。

**(注5)「建設工事・土石採取 計画届(安衛法様式第21号)」の対象となる主要な工事等(建設現場関係)**

**(1) 厚生労働大臣への届出(所轄労働基準監督署:経由)**

高さが300m以上の塔の建設  
 堤高(基礎地盤から堤頂までの高さ)が150m以上のダムの建設の仕事  
 最大支間500m(つり橋にあつては1,000m)以上の橋梁の建設の仕事  
 長さが3,000m以上のずい道等の建設の仕事

長さが 1,000m以上 3,000m未満のずい道等の建設の仕事で、深さが 50m以上のたて坑(通路として使用されるものに限る)の掘削を伴うもの

ゲージ圧力が 0.3MPa以上の圧気工法による作業を行なう仕事

## (2)所轄労働基準監督署への届出

高さ 31mを超える建設物又は工作物(橋梁を除く)の建設、改造、解体又は破壊(以下「建設等」という)の仕事

最大支間 50m以上の橋梁の建設等の仕事

最大支間 30m以上 50m未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事(人口集中地域の道路上若しくは隣接した場所・鉄道の軌道上若しくは隣接した場所に限る)

ずい道等の建設等の仕事

掘削の高さ又は深さが 10m以上である地山の掘削(ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く)の作業(掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く)を行う仕事

圧気工法による作業を行なう仕事

耐火建築物又は準耐火建築物で、石綿等が吹付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行なう仕事

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉(火格子面積が 2 m<sup>3</sup>以上又は焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上のものに限る)を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事

掘削の高さ又は深さが 10m以上の土石の採取のための掘削の作業を行なう仕事

坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行なう仕事

**参考** 労働安全衛生法第 88 条第 1 項に基づく機械等の届出の添付書類一覧  
(労働安全衛生規則第 86 条及び別表第 7)

機械等の種類	事項	図面等
型わく支保工(支柱の高さが 3.5m 以上のものに限る。)	1. 打設しようとするコンクリート 構造物の概要 2. 構造、材質及び主要寸法 3. 設置期間	組立図及び配置図
架設通路(高さ及び長さがそれぞれ 10m 以上のものに限る。)	1. 設置箇所 2. 構造、材質及び主要寸法 3. 設置期間	平面図、側面図及び断面図
足場(つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが 10m 以上の構造のものに限る。)	1. 設置箇所 2. 種類及び用途 3. 構造、材質及び主要寸法	組立図及び配置図

構造には強度計算が含まれます。  
店社内の「事前審査結果」の写しも添付願います。

労働安全衛生法第 88 条第 3 項に基づく計画の届出の添付書類一覧  
(平成 12 年 6 月 13 日付け基発第 406 号)

届出事項	書類例(又は必要な記述内容)
1. 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事区域を示した地図(道路、周囲の建物、人家等を含む)</li> <li>・工事場所の平面図</li> <li>・隣接する工区との関係</li> <li>・埋設物及び地下の工作物調査結果</li> <li>・架空電線の状況図</li> <li>・土捨て場及び土捨て場までの経路図</li> <li>・地形図及び地層図</li> <li>・地質縦断図</li> <li>・ボーリング柱状図(ボーリング位置を含む)</li> <li>・地下水、湧水、有害ガス、気象等の調査結果</li> <li>・土石流の発生するおそれの有無の調査結果</li> <li>・工事場所周辺の地下室、井戸等地下構造物の状況</li> </ul>
2. 建設等をしようとする建設物等の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設、改造、解体又は破壊を行う建設物等の平面図、立面図及び断面図</li> <li>・設計図のうち主要な部分</li> </ul>
3. 工事用の機械、設備、建設物の配置  (1)仮設設備計画	<p>以下の計画における主要な部分及びその安全衛生対策を示す図面又は書面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合仮設計画図</li> <li>・昇降設備</li> <li>・架設通路</li> <li>・土止め支保工</li> <li>・作業構台</li> <li>・足場</li> <li>・型わく支保工</li> </ul> <p>の平面図、立面図、構造図、組立図、必要により詳細図(部材の材質を含む)、強度計算書</p>

<p>(2)機械設備計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン、エレベーター等の性能、配置図等作業計画</li> <li>・建設機械、トラック等の運行経路図、運行管理計画等作業計画</li> <li>・掘削機械、ずい道掘削機械等建設機械の概要、配置図及び組立・解体方法</li> <li>・ずり処理設備及びずり処理方法</li> <li>・軌道装置の構造、性能、配置図等</li> <li>・機械設備の周辺作業者の危険防止措置</li> <li>・換気装置、除じん装置及び集じん機の構造、性能等(算定根拠を含む)</li> <li>・送排気設備図及び系統図(算定根拠を含む)</li> <li>・清掃作業用機械(石綿除去作業に限る)の構造、性能等</li> <li>・薬剤塗布用機械の概要(石綿除去作業に限る)</li> <li>・洗身設備及び更衣設備図(石綿除去作業に限る)</li> <li>・給排水設備図</li> <li>・通信設備及び警報設備図</li> <li>・照明設備図</li> <li>・保守・点検方法</li> </ul>
<p>4. 工法の概要、労働災害を防止するための方法及び設備の概要</p> <p>(1)建築物等の建設等計画</p> <p>(2)橋梁架設計画</p> <p>(3)ずい道工事計画</p> <p>(4)地山の掘削計画</p> <p>(5)圧気作業計画</p> <p>(6)石綿除去作業計画</p>	<p>以下の計画における主要な部分及びその安全衛生対策を示す図面又は書面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土工事及び杭工事の方法</li> <li>・鉄骨工事の方法</li> <li>・鉄筋コンクリート工事の方法</li> <li>・仕上げ工事の方法</li> <li>・解体等の方法</li> <li>・築島及び締切工の方法</li> <li>・下部工の工法の概要</li> <li>・上部工の工法の概要</li> <li>・架設作業時の倒壊・落下防止対策</li> <li>・ずい道掘削工法の概要</li> <li>・ずい道断面図(立坑断面図を含む)</li> <li>・発破作業方法</li> <li>・通路の概要</li> <li>・ずい道支保工、ずい道型わく支保工標準図及び建て込み方法</li> <li>・覆工方法</li> <li>・落盤、出水、可燃性ガス等による危険防止対策</li> <li>・掘削方法</li> <li>・掘削面の高さ、こう配及び土量</li> <li>・土止め方法</li> <li>・発破作業方法</li> <li>・排水の方法</li> <li>・沈下掘削方法</li> <li>・臙装及びく体構築方法</li> <li>・作業室、シャフト、マンロック及びマテリアルロックの構造図</li> <li>・沈下関係図</li> <li>・異常沈下防止対策</li> <li>・再圧室構造図</li> <li>・高気圧作業時間表</li> <li>・除去処理工法の概要(作業場所の隔離方法を含む)</li> <li>・粉じんの発散抑止対策</li> <li>・除去処理後の廃棄物管理方法</li> </ul>

<p>(7)採石作業計画</p> <p>(8)安全衛生計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削方法</li> <li>・掘削面の高さ、こう配及び採石量</li> <li>・発破作業方法</li> <li>・落盤及び地山の崩壊防止対策</li> <li>・排水の方法</li>   <li>・安全衛生管理計画</li> <li>・安全衛生管理体制及び施工体制</li> <li>・緊急時対策及び連絡体制</li> <li>・可燃性ガス、有害ガス、酸素、粉じん等の測定方法、測定頻度、管理基準及び測定結果に基づく対策</li> <li>・振動・騒音・粉じん低減対策</li> <li>・火災対策</li> <li>・危険物の保管方法</li> <li>・職業性疾病対策</li> <li>・保護具</li> <li>・避難用具</li> <li>・救護用具</li> </ul>
<p>5. 工程</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業工程表</li> <li>・1日のサイクルタイム</li> </ul>

上記、書類例は一般的に作成される書類の一例を示しているものであるので、必ずしもすべて添付する必要はありません。

労働安全衛生規則第90条第4号から第7号までの仕事について、作業を行う仕事を定めているので、届出にあたっては、これらの作業に限らず、その関係する仕事全体についての計画を届出ることが必要です。

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第5号に掲げる廃棄物焼却炉(火格子面積が2平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり200キログラム以上のものに限る。)を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事にかかる届け出に関しては、所轄労働基準監督署にあらかじめご相談ください。